



空中給油機KC-130の鹿屋基地におけるローテーション展開に関する協定を締結

市では、昨年5月18日に防衛省の原田前政務官から、「空中給油機KC-130の鹿屋基地における訓練概要」等についての説明を受けて以降、市議会や鹿屋市基地関係連絡協議会、住民説明会でご説明するとともに、市民の皆様から頂いたご意見やご質問について防衛省と協議してきた結果、一定の回答を得たことから、市長が「苦渋の決断ではあるが、やむを得ない」と表明しました。今後、防衛省の回答が確実に履行されるよう、相互に確認するため、2月2日に九州防衛局と協定を締結いたしました。

問 市政推進課(3階) ☎0994-31-1125

協定書の内容

1. 鹿屋基地の位置付け
空中給油機KC-130の鹿屋基地におけるローテーション展開については、日米地位協定第2条第4項(b)に基づき施設及び区域として、訓練を実施する。

2. 訓練内容等
国は、鹿屋基地におけるローテーション展開については、「離着陸訓練」、「地上給油訓練」、「荷下訓練」以外に、追加の訓練や部隊の移駐などについて、日米間で協議は行っておらず、訓練の拡大や米軍基地化は考えていない。また、国は、地元要望を踏まえ、訓練日数の縮減及び訓練時間の短縮について、米側に申し入れるなど努力する。

3. 騒音対策
国は、鹿屋基地におけるローテーション展開に伴う騒音について、地元要望を踏まえ、早期に自動騒音測定装置を増設し、騒音状況の把握に努めるとともに、地上騒音を含むローテーション展開後の騒音の状況の変化を踏まえた上で、防

衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)(以下「環境整備法」という。)等に基づき、各種施策を講ずる。

4. 安全対策
国は、事件及び事故が発生した場合に対処するため、鹿屋市を含む関係機関との間で連絡体制を構築するとともに、国の責任において適切に対処する。

5. 情報提供
国は、鹿屋市に対して、騒音対策・安全対策等、鹿屋市からの要望に係る実施状況及びローテーション展開に係る情報について適宜提供する。

6. 地域振興策
国は、鹿屋市からの具体的な要望を踏まえ、環境整備法等、既存の枠組みを活用し、地域振興に最大限の協力を行う。

平成28年2月2日
九州防衛局長 川嶋 貴樹
鹿屋市長 中西 茂

九州防衛局からの回答

平成27年10月に九州防衛局へ提出した「空中給油機KC-130の鹿屋基地への訓練概要等に関する要望」に対する回答の概要は、次のとおりです。

1 基本的事項について

- 鹿屋基地におけるローテーション展開については、「離着陸訓練」、「地上給油訓練」、「荷下訓練」以外に、追加の訓練や部隊の移駐などについて、日米間で協議は行っておらず、訓練の拡大や米軍基地化は考えておりません。
- 鹿屋基地におけるローテーション展開の訓練日時、内容等については、米側及び鹿屋基地から得られた情報について、九州防衛局から速やかに貴市及び周辺地域の方々に提供したい。

2 訓練内容等について

- 鹿屋基地におけるローテーション展開については、鹿屋基地の運用を妨げない範囲内で実施する。
- 鹿屋基地におけるローテーション展開については、鹿屋

基地の運用を妨げない範囲内で行われ、幾つかの訓練を組み合わせることもあり、個々の訓練日数の総計である月20日よりも少なくなることを考えています。

- 夜間訓練(日没から遅くとも22時頃まで)は、米軍パイロットの練度維持のためには必要不可欠な訓練ですが、訓練の実施に際しては、周辺地域への影響に可能な限り配慮することが必要と認識しており、貴市からの御要望である夜間訓練の時間短縮について、米側に申し入れてまいります。
- 必要となる施設整備については、現在のところコンクリート舗装のみを予定していますが、新たな施設を整備する必要があります場合は、事前に貴市に対して整備内容等について説明してまいります。

3 騒音対策について

- 自動騒音測定装置については、今後、できる限り早期に増設について検討してまいります。
- 地上騒音対策については、今後、ローテーション展開後の騒音の状況の変化を踏まえた上で、どのような対策が可能なのか検討してまいります。
- 家畜等への損害が生じた場合には、九州防衛局が窓口となっており、騒音の状況、損害の状況等を調査した上で、速やかに対応してまいります。
- 第一種区域の見直しに当たっては、ローテーション展開後の騒音の状況の変化を踏まえた上で、適切に実施したい。

- 第一種区域の見直しに併せた施策の充実の一環として、第一種区域のうち特に騒音の著しい区域に所在する建設年度の古い住宅を防音工事の助成の対象としているところです。鹿屋飛行場についても、今後、第一

種区域を見直す際には、かかる見直しに併せ、防音工事の助成の対象としていく考えです。

空調機器及び防音建具の機能復旧工事については、可能な限り早期に工事を実施できるよう最大限努力してまいります。

75未満の区域における住宅防音工事の取り扱いについては、全国の住宅防音事業の進捗状況等を踏まえ、今後検討してまいります。

騒音苦情や問合せについては、九州防衛局及び鹿児島防衛事務所の各窓口において対応してまいります。

4 安全対策について

米軍の航空機等の運用については、周辺住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策を採ることについて、米側との間で必要な協議を行ってまいります。

機会あるごとに隊員の教育や綱紀粛正の徹底を図るよう、米側に強く働きかけてまいります。

事故等が発生した場合の連絡体制については、九州防衛局と地元関係機関で構成した航空機事故連絡協議会を設置

すること考えています。

万一、米軍による事件・事故が発生した場合には、日米間で合意された「通報手続」等に従い、関係地方自治体等に速やかに通報し、被害が生じた場合には、迅速かつ適切に補償を行っております。

防衛省としては、米軍による事件・事故の防止のため、実効性のある様々な措置を継続的に実施し、関係機関と連携しつつ、取り組んでまいります。

5 地域振興策について

貴市からの具体的な御要望を踏まえ、既存の枠組みを活用し、貴市の地域振興に最大限協力してまいります。

再編交付金の交付については、最大平成33年度まで交付することができま

住宅移転跡地等については、貴市からの御要望を踏まえ、最大限協力してまいります。

地元業者への発注については、可能な限り地元企業の受注機会の確保に努力してまいります。

※原本(写し)は市ホームページに掲載しています。